

告 示 第 2 5 号

令和7年1月14日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

森林経営管理法に規定する経営管理実施権配分計画について（公告）

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めたため、同法第37条第1項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理実施権配分計画については、下記の場所において縦覧に供します。

記

1 経営管理実施権配分計画の対象森林

鹿R5集一喜11、喜22、喜25、喜28、喜30、喜31、喜32、喜33、喜34、喜40、喜41、喜42及び喜43（詳細は別紙のとおり）

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

フリガナ	カゴシマシンケンミアイ ダイエイリシクミアイショウ ミヤジ タカミツ
氏名又は名称	かごしま森林組合 代表理事組合長 宮路 高光
住 所	〒897-0215 南九州市川辺町平山6140番地1
電話番号	0993-56-0079

3 縦覧場所

(1) 鹿児島市喜入町7000番地

鹿児島市産業局農林水産部谷山農林課喜入農林事務所（喜入支所2階）

(2) 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局農林水産部生産流通課（みなと大通り別館5階）

(3) 本市のホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）

4 その他

本公告により、森林所有者及び本市に経営管理受益権が、２に記載の林業経営者に経営管理実施権が設定される。

(別紙)

経営管理実施権配分計画対象森林

整理番号	所在・地番		地目	林班・小班	面積 (ha)	経営管理実施権 の存続期間	備考
鹿R5集一喜11	鹿児島市喜入生見町	2055-2	山林	45カ61	0.04	8年3ヶ月	
	鹿児島市喜入生見町	2055-3	山林	45カ62	0.02	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜22	鹿児島市喜入生見町	2055-1	山林	45カ60	0.05	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜25	鹿児島市喜入生見町	1549-1	山林	47才39	0.12	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜28	鹿児島市喜入生見町	7086-1	山林	47エ26	0.09	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜30	鹿児島市喜入生見町	7250-1	山林	47ア63	0.07	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜31	鹿児島市喜入生見町	1988-1	山林	47イ2	0.09	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜32	鹿児島市喜入生見町	2005-1	山林	47イ36	0.20	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜33	鹿児島市喜入生見町	2005-2	山林	47イ37	0.08	8年3ヶ月	
	鹿児島市喜入生見町	2005-3	山林	47イ38	0.11	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜34	鹿児島市喜入生見町	2007-1	山林	47イ40	0.09	8年3ヶ月	
	鹿児島市喜入生見町	2007-2	山林	47イ41	0.02	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜40	鹿児島市喜入生見町	7093	山林	47エ43	0.13	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜41	鹿児島市喜入生見町	7086-3	山林	47エ28	0.08	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜42	鹿児島市喜入生見町	1550	山林	47才42	0.17	8年3ヶ月	
鹿R5集一喜43	鹿児島市喜入生見町	1552-2	山林	47才48	0.08	8年3ヶ月	

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	鹿R5配-喜1	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）							(氏名又は名称) かごしま森林組合 代表理事組合長 宮路 高光					(住所又は所在地) 鹿児島県南九州市川辺町平山 6 1 4 0 番地 1				
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）							(名称) 鹿児島市長 下鶴 隆央					(所在地) 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称			
1	鹿児島市喜入生見町	2055-2	45	カ61	山林	0.04	スギ	53	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	鹿R5集 — 喜11
2	鹿児島市喜入生見町	2055-3	45	カ62	山林	0.02	スギ	53	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	
3	鹿児島市喜入生見町	2055-1	45	カ60	山林	0.05	スギ	50	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	鹿R5集 — 喜22
4	鹿児島市喜入生見町	1549-1	47	オ39	山林	0.12	ヒノキ	45	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	鹿R5集 — 喜25
5	鹿児島市喜入生見町	7086-1	47	エ26	山林	0.09	スギ	39	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	鹿R5集 — 喜28
6	鹿児島市喜入生見町	7250-1	47	ア63	山林	0.07	ヒノキ	43	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	鹿R5集 — 喜30
7	鹿児島市喜入生見町	1988-1	47	イ2	山林	0.09	ヒノキ	44	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	鹿R5集 — 喜31
8	鹿児島市喜入生見町	2005-1	47	イ36	山林	0.2	ヒノキ	36	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	鹿R5集 — 喜32
9	鹿児島市喜入生見町	2005-2	47	イ37	山林	0.08	スギ	35	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	鹿R5集 — 喜33
10	鹿児島市喜入生見町	2005-3	47	イ38	山林	0.11	スギ	49	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	
11	鹿児島市喜入生見町	2007-1	47	イ40	山林	0.09	ヒノキ	41	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	鹿R5集 — 喜34
12	鹿児島市喜入生見町	2007-2	47	イ41	山林	0.02	ヒノキ	41	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—			別添3参照	—	

13	鹿児島市喜入生見町	7093	47	エ43	山林	0.13	ヒノキ	37	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—		別添3参照	—	鹿R5集 —喜40
													—		別添3参照	—	
													—		別添3参照	—	
14	鹿児島市喜入生見町	7086-3	47	エ28	山林	0.08	スギ	40	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—		別添3参照	—	鹿R5集 —喜41
15	鹿児島市喜入生見町	1550	47	オ42	山林	0.17	ヒノキ	43	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—		別添3参照	—	鹿R5集 —喜42
16	鹿児島市喜入生見町	1552-2	47	オ48	山林	0.08	スギ	49	2025. 1. 1	8年3ヵ月 (2033. 3. 31)	別添1参照	別添2参照	—		別添3参照	—	鹿R5集 —喜43
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者（丙） 権利の設定をする市町村（乙） 住所（同上） 住所（同上） かごしま森林組合 代表理事組合長 宮路 高光 鹿児島市長 下鶴 隆央																	

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は、経費から補助金を差し引いた額。以下同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について (1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払（1 の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が 1 の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。）は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が 1 の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

- ☐ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。
- ☐ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- ☐ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

- 1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
 - ☐ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
- （2. 木材の販売収益の額の算定方法）
 - ☐ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
- （3. 伐採等に要する経費の算定方法）
 - ☐ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積書に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算定した額と実際に運材に要した経費の合計の額とする。
 - ☐ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
- （4. 留意事項）
 - ☐ 丙が間伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- <時期>
 - ☐ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- <相手方及び方法>
 - ☐ 次の支払先に支払うものとする。
（支払先） 甲の指定する口座